

平成 21 年 6 月 4 日

各 位

会 社 名 株式会社 栗本鐵工所
コード番号 5602 (東証・大証第一部)
代 表 者 代表取締役社長 福井 秀明
問 合 せ 先 執行役員 財務部長 小島 眞也
TEL (06) 6538-7724

当社子会社の民事再生手続開始の申立および
債権の回収不能のおそれの発生に関するお知らせ

当社の 100%出資連結子会社である栗本建設工業株式会社(以下、栗本建設)は平成 21 年 6 月 4 日開催の同社取締役会において民事再生手続開始の申立をおこなうことを決議し、同日付で、大阪地方裁判所に民事再生手続開始の申立をおこないましたのでお知らせいたします。また、これに伴い、同社に対する債権について回収不能のおそれが生じたので、あわせてお知らせいたします。

記

1. 民事再生手続開始の申立に至った理由

栗本建設につきましては、厳しさを増す業界環境の悪化に備え、平成 20 年 4 月に親会社である当社による 50 億円の支援増資により経営基盤の強化、運転資金の充実をはかりましたが、同年 5 月の近藤産業株式会社、6 月の愛松建設株式会社などによる不良債権が多発いたしました。これを受けて同年 10 月には財務の健全化、経営の安定化を目的とし会社分割をおこないました。

しかし、その後、当初見積を上回る不採算工事物件の完工が続いたこと、また、本年 6 月初旬に大口工事債権の回収見通しが困難な事態などが発生し、今後の資金繰りの目処が立たない状況となり、民事再生手続開始の申立をおこなうに至りました。

当社といたしましては、これまでに増資引受、直接貸付等の資金支援をおこなってまいりましたが、現状では同社の収益改善の見通しが立たず事業継続は困難であると判断いたしました次第であります。

2. 当該連結子会社の概要 (平成 21 年 5 月 31 日現在)

- | | |
|-------------|------------------------|
| (1) 名称 | 栗本建設工業株式会社 |
| (2) 本店所在地 | 大阪市西区南堀江 1 丁目 11 番 1 号 |
| (3) 代表者の氏名 | 中 潤也 |
| (4) 主要な事業内容 | 土木建築総合工事請負 |
| (5) 設立年月日 | 昭和 21 年 4 月 12 日 |
| (6) 資本金 | 39 億円 |
| (7) 従業員数 | 206 名 |
| (8) 発行済株式数 | 33,000,006 株 |
| (9) 株主構成 | 株式会社 栗本鐵工所(100%) |

(10) 決算期 3月31日

(11) 最近3カ年の業績

(単位：百万円)

| | 平成19年3月期 | 平成20年3月期 | 平成21年3月期 |
|-------|----------|----------|----------|
| 売上高 | 36,547 | 43,199 | 28,175 |
| 営業利益 | △ 574 | 597 | △ 1,837 |
| 経常利益 | △ 896 | 310 | △ 2,061 |
| 当期純損益 | △ 880 | 105 | △ 10,787 |
| 純資産額 | 433 | 532 | △ 5,248 |

3. 負債の総額 (平成21年5月31日現在)

約146億円

4. 債権の回収不能のおそれの発生について

栗本建設が民事再生手続開始の申立をおこなったことにより、当社の栗本建設に対する債権の回収不能のおそれが生じております。

栗本建設に対する債権の種類および金額

| | |
|-----|----------|
| 貸付金 | 5,533百万円 |
|-----|----------|

5. 今後の見通し

本件が業績に与える影響につきましては、業績予想集計には時間を要するため、これらをふまえた当年度業績予想修正を第1四半期公表段階にて、お知らせさせていただく予定であります。

なお、当社は栗本建設の上記貸付金に対して貸倒引当金を引当済みであります。

以 上